

令和8年度

マイナンバー系画面転送システム構築及び保守委託業務
仕様書（共通事項）

令和8年6月

広川町 総務課

1. 調達の背景及び目的

近年、地方公共団体において取り扱う情報資産の重要性が飛躍的に高まる中、サイバー攻撃の高度化・巧妙化に伴い、情報セキュリティ対策の一層の高度化が求められている。特に、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）においては、特定個人情報を含む機微情報を扱うことから、極めて高度なセキュリティ水準を維持しつつ、持続可能な業務環境を実現する必要がある。

総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和7年3月版）」では、マイナンバー利用事務系における物理的・論理的分離の原則を堅持しつつ、近年の技術動向やDX推進を考慮し、仮想化技術や画面転送方式を活用した安全なアクセス方式の活用が示されている。

本業務は、同ガイドラインの趣旨に準拠し、マイナンバー制度の適正な運用を担保するとともに、住民サービスの向上及び庁内事務の効率化を推進することを目的とする。具体的には、画面転送方式（LOCK STAR-SGate）を用いたセキュアなアクセス環境の構築と、その後の5年間における保守・運用を一体的に実施することで、以下の達成を目指す。

・ 強固かつ持続的なセキュリティ環境の実現

端末への情報残存を抑止する画面転送方式を構築し、4年間にわたり最新のセキュリティ脅威や脆弱性に対応した保守を実施することで、情報の機密性・完全性及び可用性を確保し続ける。

・ 安定的なシステム運用と業務効率化の維持

マイナンバー利用事務系へのセキュアかつ利便性の高いアクセス手段を整備・維持することで、庁内事務の効率化を推進し、システム運用負荷の軽減と業務の継続性を担保する。

・ 長期的な環境変化への適応と円滑な支援体制

システムの設計・構築・導入から、4年間の保守運用までを一体的に実施することで、制度改正やOS・ミドルウェア等の更新、突発的な障害対応等に迅速かつ柔軟に対応し、住民サービスを支える基盤として安定的な運用体制を確保する。

2. 業務名

令和8年度マイナンバー系画面転送システム構築及び保守委託業務

3. 履行場所

福岡県八女郡広川町大字新代 1804 番地 1 広川町役場

4. 履行期限及び運用保守期間

- ・ 履行期限 : 令和9年3月19日
- ・ 運用保守期間 : 令和9年4月1日～令和13年3月31日

5. 導入範囲

- ・ マイナンバー利用事務系接続用機器及びソフトウェア「LOCK STAR-SGate」(同時接続80台分)構築
 - ・ 既存機器設定変更・環境構築(1式)
- ※ 上記各機器及びソフトウェアについての詳細は別添の仕様書を参照
- ※ 上記各機器及びソフトウェア及び設定を始めとする諸費用すべてを本調達に含むこと。ただし、サーバラック及び電源については広川町の既存環境を利用するため本調達には含めないこと。

6. 技術的要件の概要

- (1) 総務省モデルの「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和7年3月版)」に準拠した構成であること。
- (2) 構築するシステムは、地方公共団体における情報セキュリティ強化対策に基づく「三層の対策(マイナンバー利用事務系、LGWAN 接続系、インターネット接続系)」の分離原則に適合する構成であること。
- (3) マイナンバー利用事務系ネットワークは、原則として外部ネットワークとの直接通信を行わない構成とし、通信が必要な場合は明示的に許可された通信のみを制御装置(ファイアウォール等)により制御できること。
- (4) マイナンバー利用事務系端末においては、外部記憶媒体の利用制御、デバイス制御等を実装し、情報の持ち出し防止対策を講じること。
- (5) システム及び端末における操作ログ、認証ログ、アクセスログ等を取得し、一定期間保存できること。また、必要に応じて管理者が監査できること。
- (6) 利用者認証は適切な認証方式により実施し、利用者の権限に応じたアクセス制御を実装すること。
- (7) 本システムは、マイナンバー利用事務系として取り扱われる情報の機密性を確保するため、総務省及び関係省庁が示す最新のセキュリティ対策指針に適合する構成とすること。
- (8) 本町は、総務省が示すマイナンバー利用事務系、LGWAN 接続系及びインターネット接続系の三層分離を基本としており、現用システムもそれに基づいた構成となっている。本件の導入による既存システムへの弊害は認めない。
- (9) 本システムで使用する機器、ソフトウェアおよびサービスは、情報漏洩や不正な

通信等のリスクを低減するため、国（政府）が定める最新の「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」の登録製品、もしくはそれに準ずる高いセキュリティ基準を満たすものであること。

(10) サプライチェーンリスクを排除するため、開発元および提供元において、脆弱性情報の提供体制、適切なパッチ適用体制、および保守における安全なアクセス管理体制が整備されていること。

(11) 万が一、重大なセキュリティリスク（遠隔操作や不正通信等）が判明した場合、直ちに対応策を提示し、必要に応じて代替品への切り替え等は無償で行うこと。

7. 資料の取扱い

本業務において知りえた情報を第三者に漏らしてはいけない。また、本町から貸与された資料については、本業務完了後は速やかに返却しなければならない。

機密情報等の保持契約等を本町と締結し、業務履行中は適切な管理を実施しなければならない。

8. 性能・機能以外の要件

(1) 基本要件

① 仕様変更及び未定義事項

案件を遂行する上で役務内容、仕様もしくは条件に疑問点や変更が生じた場合、または、仕様書に記載のない内容については、直ちに受注者と発注者で協議し、解決に向けて最善の努力を行うこと。

② 守秘義務および厳守事項

受注者は、案件および案件に関連する役務過程において知り得た案件に関する一切の情報（以下「案件に関する情報」という。）について、次の義務を遵守すること。

ア 故意または過失にかかわらず、案件に直接従事する担当者であることを発注者が書面にて認めた者以外の者（以下「他者」という。）に案件に関する情報を漏らさないこと。

イ 案件の履行に関連して知り得た発注者の秘密情報の加工、改ざん、複製または複製等をしてはならない。ただし、賃貸借契約の範囲内のものや安全管理上必要なバックアップを目的とするものはこの限りではない。

ウ 契約中は、案件に関する情報の取扱いに十分留意し、他者に情報を開示しないこと。

契約終了後は、案件に関する情報を返却または確実に廃棄するとともに、発注者の書面による許可なく案件に関する情報を他者に開示しないこと。

エ 案件に関する情報を知り得た者が、異動、転職、退職等の事由によって案件と無関係になった場合でも、発注者の書面による許可なく案件に関する情報を

他者に開示させないこと。

オ 万が一、受注者先において秘密情報の漏えい等の事故が発生した場合には、直ちに発注者へ報告し、また、受注者先が責任をもって対応すること。

秘密情報の取扱いにおいて、再委託をする場合は、発注者の了解を得なければならない。

カ 本システムの構築に関して、業務の再委託を行う場合、委託先企業についても、本義務を遵守させること。

キ その他、発注者の指示に基づいて守秘義務を全うすること。

(2) 設置に係わる要件

- ① 設置作業は本町担当者等による立会い、もしくは承認のもとに行うこと。
- ② サーバの搭載については、町の指示により適切な場所に設置すること。
- ③ 本調達に関する物品搬入に際しては、本町の業務に支障をきたさないように十分な措置を講ずること。

(3) 作業に係る留意事項

- ① 導入及び各作業に必要な機器等は、すべて受注者で用意することとする。なお、セキュリティ対策の観点から、発注者に導入するすべての機器については、原則 USB メモリや外付け HDD 等の外部記憶媒体の使用を禁止するが、使用が必要になる場合は、事前に発注者の承認を受けること。
- ② 作業時間は、原則開庁日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。ただし、住民サービス等やその他庁内システムへの影響がある場合は、この限りではない。
- ③ 仕様書に定められた内容に疑義が生じ、仕様書によることが困難、又は不都合な場合が生じたときは、発注者と協議の上、解決する。
- ④ 作業における、受注者の責による施設・備品の損傷、発注者又は第三者に与えた損害に対する補償は受注者の負担とする。なお、運搬、搬入中等において、納入物の損傷が発生した場合は、速やかに新たな同品を調達の上、納入すること。

(4) 構築体制、作業進捗会議

- ① 受注者は構築体制を事前に提出すること。
- ② 作業進捗会議は必要に応じて実施すること。実施手段や報告手段については両者協議のうえ、決定するものとする。会議においての会議録・資料作成は事業者で実施し、開催日から 5 営業日以内に提出すること。

(5) 検収

- ① 検収の時点においてすべての機器は本仕様書及び導入時の打ち合わせ合意事項に従って、設置すること。
- ② 仕様内容により提案された機能を有するか否かについては検収時の物品確認及び動作確認により判断する。
- ③ 検収の際は受注者の担当者が必ず立ち会うこと。また、本町担当者の指示によ

り説明等を行うものとする。

(6) 納品資料

機器設置や動作確認が完了し、検収時には紙（A4 サイズ）及び電子媒体にて設定情報を記載して文書を納品すること。下記の内容が含まれているものであれば、構成や名称は任意とする。下記以外にも成果物（保証書、付属品 等）がある場合は合わせて納品すること。なお、納期については、別途発注者と協議すること。

- ① 成果物を PDF データ及び Microsoft office (Word/Excel/Power Point) と互換性のある編集可能なファイル形式として準備し、また CD 等の媒体として本町へ 1 部提出すること。
- ② 「基本設計書（ラック搭載図、各種パラメータシートを含む）」「管理者及び利用者運用マニュアル」「ネットワーク機器の設定情報」「試験成績書（単体試験、現地環境結合試験）」「機器設置及びケーブル配線状況報告資料（写真付き）」「作業明細」「業務完了報告書」および別途本町が必要とする資料を提出資料に附属すること。電子データは当町で追加・編集の可能性があるので原本と PDF の 2 種類添付すること。
- ③ その他、本契約を実施するにあたり本町担当者が求める資料提出および会議開催依頼等の依頼事項は適宜対応すること。

9. 入札参加にかかる要件

以下の事項及び別紙「公告 マイナンバー系画面転送システム構築及び保守委託業務」

2. 参加資格要件をすべて満たしていることが本件の入札参加資格要件とする。

① 情報セキュリティマネジメント体制の確保

ISO/IEC 27001 (ISMS) に基づいた情報セキュリティマネジメントシステム認証を取得していること。また、マイナンバー利用事務系を取り扱う性質上、組織的なセキュリティ管理能力を有していること。

② 技術的なセキュリティ適合性

提供する画面転送システム及びその基盤技術において、高い安全性が担保されていること。具体的には、製品の設計・実装において ISO/IEC 15408 (コモンクライテリア) 等による評価を受けていることが望ましく、かつ総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の要件を満たす製品（暗号化通信、端末への情報残存抑止機能等を備えたもの）であること。

③ 信頼性及び継続的支援体制

過去に地方公共団体における LGWAN 又はマイナンバー関連システムの構築及び保守業務の実績を有し、制度改正や OS・ミドルウェア等の更新、突発的な障害対応等に対して、5 年間の保守期間を通じて柔軟かつ迅速に対応できる体制を有していること。

10. その他

- (1) 入札金額は、仕様書を満たす経費すべてとし、消費税及び地方消費税を含まない額で入札する。
- (2) 入札会の際に入札金額の内訳が分かる積算内訳書を提出すること。

以上